

岩手県告示第250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

令和8年4月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 市街地開発事業（第一種市街地再開発事業）
- 2 名称 中ノ橋通一丁目地区第一種市街地再開発事業